

## 日光市公共建築物等木材利用促進方針に関する基準

### (目的)

第1 「日光市公共建築物等木材利用促進方針」に基づき、木材の利用促進を図るため、「日光市公共建築物等木材利用促進方針に関する基準」を定めるものとする。

### (公共建築物への地域材の利用)

第2 公共建築物の整備において地域材を利用するにあたっては、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。また、公共建築物の整備にあたっては、建設コスト、維持管理及び解体・廃棄等のコストの低減、木質耐火部材や CLT（直交集成板）等の新たな木質部材の活用についても考慮し、地域材の利用に努めるものとする。

### (木造化に関する基準)

第3 公共建築物の木造化にあたっては、以下（1）～（3）に掲げる場合を除き、「2階建て以下、かつ延べ面積3,000㎡以下」の施設は木造を基本とする。

（1）建築基準法等の法令により施設が耐火建築物となり、木造建築が困難な場合。

#### ①防火地域

- ・階数3以上の施設（面積は問わない）となる場合。
- ・階数2以下、延べ床面積1,000㎡を超える施設となる場合

#### ②準防火地域

- ・階数4以上の施設（面積は問わない）となる場合
- ・階数3以下、延べ床面積1,500㎡を超える施設となる場合

#### ③特殊建築物で用途及び規模が一定以上のもの

（2）建築する施設の性格・内容及び、構造・部材に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合

#### 事例及び類似施設

- ・特殊な施設：工業系加工試験施設、農業系試験等施設、火気使用施設等
- ・人の居住等に供さない施設：倉庫、車庫、自転車置場等

（3）建築する施設の維持管理及びその他の理由により、木材の利用が適切でないと認められる場合

- ①施設の維持管理上及び防護防犯上、木造が適当でない場合
- ②費用対効果の観点上、木造が適当でない場合
- ③景観上や既存施設との調和の観点から、木造が好ましくない場合

### (木質化の推進)

第4 木造・非木造の建築物に関わらず、内装等において木材の使用が可能な部分については、積極的に木質化を図るものとする。

### (グリーン購入の推進)

第5 木造・木質化を行う際に使用する木材については、グリーン購入法に基づく環境物品等の使用・購入を積極的に図るものとする。

第6 連絡会議における関係部署の主な役割及び木材利用の主な対象事例は次のとおりとする。

(1) 関係部署の主な推進内容

| 区 分   | 主 な 役 割  |
|-------|--|
| 行政経営部 | 庁内用品の調達、庁舎施設への木材利用の推進  |
| 健康福祉部 | 福祉、医療、保健、老人、児童施設等に係る木材の利用推進  |
| 観光部   | 観光施設に係る木材の利用推進   |
| 産業環境部 | グリーン購入法に基づく木材利用製品使用の推進、環境施設に係る木材利用の推進<br>農林水産業用施設、農林水産土木事業に係る木材の利用推進<br>庁内連絡会議の事務局 |
| 建設部   | 土木事業、公園事業、住宅事業に係る木材の利用推進<br>木造・木質化に係る技術的助言   |
| 上下水道部 | 上下水道施設に関する木材の利用推進  |
| 教育委員会 | 学校施設、スポーツ施設、公民館施設等に係る木材の利用推進<br>自治公民館の建設等に係る木材利用の啓発等                               |
| 消防本部  | 消防関係施設に関する木材の利用推進  |

(2) 木材利用の主な対象事例

| 区 分       | 主 な 対 象 事 例   |
|-----------|---|
| 木造化の推進    | 小学校、中学校、保育所、幼稚園等の校舎、体育館等<br>保健施設、養護施設、福祉施設等<br>集会、スポーツ、研修、文化施設等   |
| 木質化の推進    | 非木造施設の内装等   |
| 木製品の導入の推進 | 机、椅子、家具、書架、決裁箱、標識、ネームプレート等<br>小中学校の机、椅子、書架等   |
| 間伐材の利用促進  | 休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱、歩道、階段等の公園施設<br>よう壁工、法面保護工、水路工、護岸工、柵工等河川施設関係<br>落下防止柵、防音壁、ガードレール、標識、歩道橋、道路施設関係<br>その他の施設の案内板、室名板等 |

附則

この運用は、「日光市公共建築物等木材利用促進方針」の施行日から適用する

附則

この運用は、平成29年12月28日から適用する